

11月1日から乳幼児医療費 助成制度が拡大されます

■拡大の対象：満3歳（誕生日の翌月）～小学校就学前の乳幼児

改正前（～19年10月31日）	改正後（平成19年11月1日～）
歯科医療費の全額助成	歯科医療費の全額助成 入院医療費の自己負担分の1/2を助成 （平成19年11月1日診療分より適用）

※保健診療対象外のものには助成の対象になりませんので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

- ・乳幼児医療費助成申請書（本庁・各支所に準備しています）
- ・保護者名義の振込み口座のわかるもの（郵便局は除きます）
- ・健康保険証 ・印鑑
- ・ご加入の健康保険（社会保険など）からの高額療養費の支給決定通知書（高額療養費に該当している場合のみ）

■申請の流れ

医療機関で1ヶ月分の医療費の負担額について「乳幼児医療費助成申請書」に証明を受けてください。（領収書に保険診療総点数が明記されており、医療機関の領収印がある場合は、領収書を添付することにより申請することも可能です。）



本庁または各支所にて申請を行ってください。



審査後、ご指定の口座への振込みにより助成を行います。

■問合先

こども部支援課家庭支援係 電話 (23) 9216
山内支所くらし課福祉健康係 電話 (45) 2906
北方支所くらし課福祉健康係 電話 (36) 6020

麻疹風疹混合II期の予防接種はお済ですか？

予防接種法の改正により、麻疹風疹ワクチンは2回接種することになりました。接種時期は、I期は1歳、2歳未満の時、II期は小学校に入る前の1年間です。麻疹風疹をそれぞれ単独で1回ずつ受けた方もII期と

して麻疹風疹混合ワクチンを受けることになっていきます。対象年齢を超えると公費での接種は受けられなくなり、お済でない方は体調のよい時を選んで早めに受けるようにしましょう。

■19年度対象者

平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれのお子さま

■接種期間

平成20年3月31日まで

■受け方

個別予防接種の要領で「健

児童相談所 巡回相談のお知らせ

■期 日 11月19日（月）
■時 間 9時30分～16時
■場 所 武雄市文化会館
中集会室A・B（2階）

■巡回相談とは？

児童相談所が遠いので、通うのが大変なため、児童福祉司・心理判定員が相談のチームをつくり、地域に向いて相談を受け付けます。

■児童相談所とは？

18歳未満のお子さんに関するあらゆる相談を受けます。また、必要に応じて相

談を受け付け、家族・学校などの連絡をとり、助言・指導を行います。

■たとえばどんなこと？

・ことばやからだの発達が遅れが心配・学校や家庭でいじめられている・集団生活になじめず学校に行けない・子どもが暴力を受けている・盗み・暴力・家出・不良交友などの行動がある
・その他しつけや医療の問題などどんな事でも結構です

■予約の受付は？

市役所こども部支援課
電話（23）9216 にお願
いします。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

『きこえるよ 耳をすませば 心のさけび』

子どもを虐待から守るための5か条

- その1. おかしいと感じたら迷わず連絡（通告）を
- その2. 「しつけのつもり・・・」は言い訳
- その3. ひとりで抱え込まない
- その4. 親の立場より子どもの立場
- その5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる